

近江バラス株式会社  
安定型産業廃棄物最終処分場建設事業に係る  
計画段階環境配慮書

令和6年9月

近江バラス株式会社

## はじめに

本図書は、滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第5条の3第1項の規定に基づき作成した「近江バラス株式会社 安定型産業廃棄物最終処分場建設事業に係る計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)」である。

# — 目 次 —

<b>第1章 配慮対象事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地</b> .....	1-1
1.1 配慮対象事業者の名称等.....	1-1
1.2 配慮対象事業の名称.....	1-1
<b>第2章 配慮事業の目的および内容</b> .....	2-1
2.1 配慮対象事業の目的.....	2-1
2.2 配慮対象事業の内容.....	2-1
2.2.1 配慮対象事業の種類.....	2-1
2.2.2 事業実施想定区域の位置および面積.....	2-1
2.2.3 配慮対象事業の実施後の土地における事業活動等の概要.....	2-4
2.2.4 配慮対象事業の工事計画の概要.....	2-9
2.2.5 その他配慮対象事業に関する事項.....	2-9
<b>第3章 事業実施想定区域およびその周囲の概況</b> .....	3-1
3.1 地域特性を把握する範囲.....	3-1
3.2 自然的状況.....	3-3
3.2.1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況.....	3-3
(1) 一般的な気象の概況.....	3-3
(2) 大気質.....	3-7
(3) 騒音.....	3-11
(4) 振動.....	3-11
(5) 悪臭.....	3-11
3.2.2 水象、水質、水底の底質その他水に係る環境の状況.....	3-13
(1) 一般的な水象の状況.....	3-13
(2) 水質.....	3-15
(3) 水底の底質.....	3-18
(4) 地下水.....	3-18
3.2.3 土壌および地盤の状況.....	3-20
(1) 一般的な土壌の状況.....	3-20
(2) 土壌に係る環境の状況.....	3-20
(3) 地盤の状況.....	3-20

3.2.4 地形および地質の状況	3-23
(1) 一般的な地形の状況	3-23
(2) 地すべり地形	3-23
(3) 活断層の分布状況	3-23
(4) 一般的な地質、堆積物の状況	3-23
(5) 重要な地形および地質の分布および特性	3-23
3.2.5 動植物の生息または生育、植生および生態系の状況	3-29
(1) 動物	3-29
(2) 植物	3-40
(3) 生態系	3-52
3.2.6 景観および人と自然との触れ合いの活動の状況	3-57
(1) 景観の状況	3-57
(2) 人と自然との触れ合いの活動の状況	3-59
3.2.7 一般環境中の放射性物質の状況	3-61
3.2.8 文化財および伝承文化の状況	3-63
(1) 指定文化財等の状況	3-63
(2) 埋蔵文化財の状況	3-66
(3) 伝承文化の状況	3-68
3.3 社会的状況	3-70
3.3.1 人口および産業の状況	3-70
(1) 人口の状況	3-70
(2) 産業の状況	3-71
3.3.2 土地利用の状況	3-76
(1) 現在の土地利用	3-76
(2) 土地利用計画	3-76
3.3.3 河川および湖沼の利用ならびに地下水の利用の状況	3-77
(1) 水面利用、その他の水利用の状況	3-77
(2) 農業用水の状況	3-79
(3) 工業用水の状況	3-79
(4) 漁業権	3-79
3.3.4 交通の状況	3-81
(1) 道路の状況	3-81
(2) 鉄道の状況	3-81

3.3.5	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の 配置の状況および住宅の配置の概況 . . . . .	3-83
(1)	学校等 . . . . .	3-83
(2)	医療施設、福祉施設、文化施設 . . . . .	3-85
(3)	住宅等 . . . . .	3-85
3.3.6	上下水道、し尿処理施設およびごみ処理施設の整備の状況 . . . . .	3-88
(1)	上下水道の整備の状況 . . . . .	3-88
(2)	し尿処理施設の設置の状況 . . . . .	3-92
(3)	ごみ処理施設の設置の状況 . . . . .	3-93
(4)	廃棄物等の状況 . . . . .	3-98
3.3.7	法令、条例等の規定により環境の保全を目的として指定された地域 その他の対象および当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全 に関する施策の内容 . . . . .	3-100
(1)	都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく 地域地区等の決定状況およびその他の土地利用計画 . . . . .	3-100
(2)	環境法令等による地域・区域等の指定状況 . . . . .	3-102
(3)	公害の防止に係る規制の状況 . . . . .	3-129
(4)	環境保全に関する計画等 . . . . .	3-172
3.3.8	その他配慮対象事業に関し必要な事項 . . . . .	3-178
(1)	建設副産物に係る関係法令等の状況 . . . . .	3-178
(2)	滋賀県における産業廃棄物最終処分の方角性（令和2年1月） . . . . .	3-180
<b>第4章</b>	<b>計画段階配慮事項の選定 . . . . .</b>	<b>4-1</b>
4.1	位置等に関する複数案の設定 . . . . .	4-1
4.2	環境影響要因の区分 . . . . .	4-3
4.3	計画段階配慮事項の選定 . . . . .	4-4
4.4	計画段階配慮事項に係る調査、予測および評価の手法の選定およびその理由 . . . . .	4-8
4.4.1	植物（植生） . . . . .	4-8
4.4.2	景観 . . . . .	4-9

<b>第5章 計画段階配慮事項に係る調査、予測および評価の結果</b> .....	<b>5-1</b>
5.1 植物（植生） .....	5-1
5.1.1 調査 .....	5-1
5.1.2 予測 .....	5-4
5.1.3 評価 .....	5-6
5.2 景観 .....	5-7
5.2.1 調査 .....	5-7
5.2.2 予測 .....	5-12
5.2.3 評価 .....	5-14
5.3 総合評価 .....	5-15

## 第1章 配慮対象事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地

### 1.1 配慮対象事業の名称

近江バラス株式会社 安定型産業廃棄物最終処分場建設事業

### 1.2 配慮対象事業者の名称

名 称： 近江バラス株式会社（以下「近江バラス」という。）

代 表 者 の 氏 名： 代表取締役 松下 満康

主たる事務所の所在地： 滋賀県甲賀市土山町南土山乙402

## 第2章 配慮対象事業の目的および内容

### 2.1 配慮対象事業の目的

我が国において、建設工事などの事業活動で発生した産業廃棄物はリサイクルの促進は進んでいるものの、埋立処分が必要な産業廃棄物は発生し続けており、その最終処分場の確保が社会的な課題となっている。また、滋賀県甲賀地域においては、(公財) 滋賀県環境事業公社が運営する「クリーンセンター滋賀」の産業廃棄物の受入が令和5年10月をもって終了し、新たな施設が求められる状況である。

このような課題を解決すべく、近江バラスは、京都・大津を中心に産業廃棄物処理事業を手掛ける株式会社ジェネスを母体とするJNSホールディングスの一員として、土山町南土山地先にて安定型産業廃棄物の最終処分場(埋立処分場)の新設を計画した。本事業においては、株式会社ジェネスのノウハウを活用しながら、社会全体の環境保全のために必要となる施設を設置し、適正な処理を行う計画である。

### 2.2 配慮対象事業の内容

#### 2.2.1 配慮対象事業の種類

種類：産業廃棄物最終処分場\*の設置の事業(新設)

※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場

※敷地面積が5ヘクタール以上であるため、「滋賀県環境影響評価条例」(平成10年滋賀県条例第40号)別表第6号に規定する産業廃棄物処理施設の設置の事業に該当する。

#### 2.2.2 事業実施想定区域の位置および面積

事業実施想定区域の位置および面積は表2.1に示すとおりである。

表 2.1 事業実施想定区域の位置および面積

項目	計画内容
事業実施想定区域の位置	滋賀県甲賀市土山町南土山地先 (図 2.1参照)
事業実施想定区域の面積	約 37 ha (近江バラスが所有する谷地の山林およびその周辺地域を含む)





図 2.1(1) 対象事業実施想定区域位置図



凡例


 事業実施想定区域



図 2.1(2) 対象事業実施想定区域位置図 (航空写真)

## 2.2.3 配慮対象事業の実施後の土地における事業活動等の概要

### (1) 配慮対象事業の計画概要

配慮対象事業の計画概要を表 2.2 に示す。

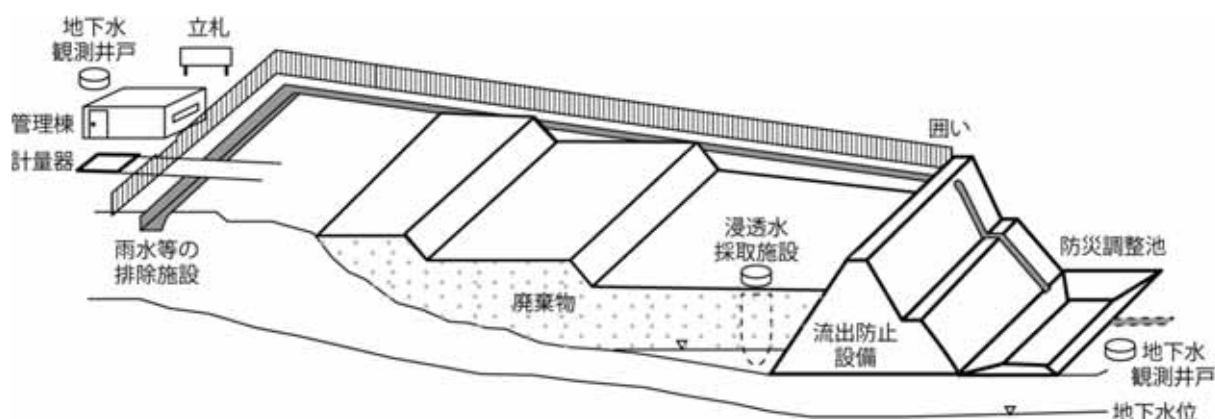
表 2.2 配慮対象事業の計画概要

項目	計画内容
配慮対象事業の規模	埋立面積：約 12 ha
	埋立容量：約 230 万 m <sup>3</sup>
取り扱う廃棄物の種類	<p>以下の安定型産業廃棄物<sup>※3</sup>種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃プラスチック類</li> <li>・ ガラス陶磁器くず（ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず）</li> <li>・ がれき類（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物）</li> </ul> <p>※「安定型産業廃棄物」とは、性状が安定している廃棄物のことで、雨水などにさらされてもほとんど性状が変化しない廃棄物である。          ※建設副産物のみの受入を予定している。          ※石綿含有産業廃棄物を含む。水銀使用製品産業廃棄物または水銀含有ばいじん等を含まない。</p>
埋立処分の方法	セル方式（1日当たりの埋立産業廃棄物に覆土する方法）
埋立作業期間	<p>施設竣工から概ね 20 年程度</p> <p>※株式会社ジェネスの保有する最終処分場（大津市）の処分実績（10 万 m<sup>3</sup>弱／年）に基づく。</p> <p>※計画の埋立量に達するまで、滋賀県からの産業廃棄物処分業許可（5 年ごとに更新）を更新する計画である。</p>
主な搬入経路 （図 2.4参照）	<p>【大型車】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新名神自動車道甲賀土山 I C から県道 539 号岩室土山線を通るルート</li> </ul> <p>【その他の車両（小型トラック等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般国道 1 号（前野交差点）から主要地方道甲賀土山線を経由し、県道 539 号岩室北土山線を通るルート</li> <li>・ 新名神自動車道甲賀土山 I C から県道 539 号岩室土山線を通るルート</li> </ul>
搬入時間	<p>午前 8 時～午後 5 時</p> <p>※日曜日・祝日の搬入は行わない。</p>
搬入台数	<p>20 台／日程度</p> <p>※株式会社ジェネスの保有する最終処分場（大津市）の搬入実績に基づく。</p>
埋立終了後の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埋立廃棄物の飛散防止のため、埋立地に覆土（概ね 50 cm 以上の土砂等の覆い）を施す。</li> <li>・ 土堰堤および埋立地に植樹等の緑化を施し、周辺自然環境との調和を図る。</li> <li>・ 水質および温度等のモニタリングを行い、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和52年総理府・厚生省令第1号）に規定する基準を満たすことを確認したうえで、法令に則り廃止の手続きを行う。</li> </ul>

## (2) 安定型産業廃棄物最終処分場の概要

本事業では産業廃棄物の安定型最終処分場の新設を計画している。安定型産業廃棄物最終処分場は、有害物や有機物等が付着していない廃プラスチック類、がれき類等の、分解せず安定型である一定の産業廃棄物（安定型産業廃棄物）を、埋立処分することが認められている処分場である。処分対象廃棄物からは有害な汚水などが生じず、性状が安定しているため、比較的簡易な施設となるが、有害な汚染物質の混入による地下水の汚染をモニタリングするための設備を備える。

安定型産業廃棄物最終処分場の設置基準については、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和 52 年、総理府・厚生省令第 1 号）において、詳細に定められている。安定型産業廃棄物の最終処分場の概念図および解説を図 2.2 に示す。



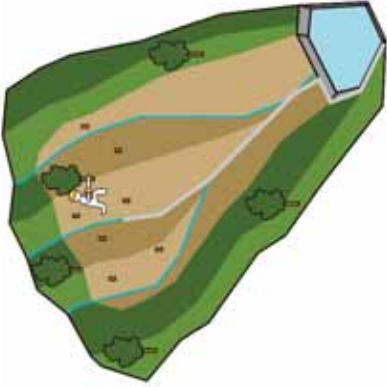
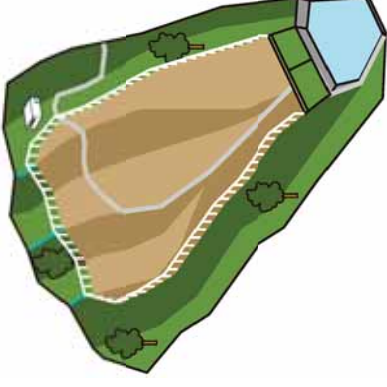


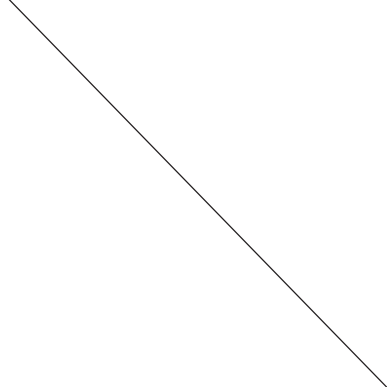
施設	解説
埋立地	搬入された廃棄物を埋め立てる場所
流出防止設備	埋め立てる廃棄物の流出を防止するための土堰堤または擁壁
搬入道路	公道から埋立地へのアプローチ道路
搬入管理設備	計量施設（トラックスケール）および管理棟
埋立機材	埋立に用いるブルドーザ等
雨水等の排除設備	埋立地への雨水の侵入を防ぐ雨水排水溝 排水溝を通じて防災調整池へ排水する。
防災調整池	埋立地に降った雨が、一度に河川に流れ出さないようにするための施設
浸透水採取施設	廃棄物の付着または混入の有無を確認するための水質検査に用いる浸透水の採取設備
地下水観測井戸	埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断するための観測井戸
立札	産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札
囲い	人が埋立地に立ち入るのを防止するフェンス等
その他付帯設備	洗浄設備（タイヤの付着物落とし）、防火設備（必要に応じ）

図 2.2 安定型産業廃棄物最終処分場の概念図

(3) 事業の進捗状況に応じた施設状況のイメージ

本事業で想定している事業の進捗状況に応じた施設状況のイメージを表 2.3 に示す。

表 2.3 事業の進捗状況に応じた施設状況のイメージ

<p>①準備工</p>  <p>※作業道設置、樹木伐採・伐根</p>	<p>②濁水対策</p>  <p>※調整池・放流施設設置</p>	<p>③造成工事</p>  <p>搬入道路 ※搬入道路・流出防止設備設置</p>	<p>④埋立て開始時</p>  <p>※雨水排水施設、浸透水採取施設、管理棟・計量設備、門扉固障設置</p>
<p>⑤埋立中間時（最下段埋立完了）</p> 	<p>⑥埋立完了時</p> 	<p>⑦廃止後</p>  <p>※植樹等の緑化</p>	

#### (4) 埋立計画

埋立時には、廃棄物の飛散、悪臭の発生や地下水質の変化などの周辺環境への影響を生じないように、以下のとおり対応する。

- ・埋立廃棄物の搬入時には、目視等による受入検査（展開検査）を徹底し、基準を満たす廃棄物以外の混入を防止する。受入基準を満たさない廃棄物については、排出事業者に戻却する。
- ・埋立処分はセル形式を基本とし、搬入車両からダンプ（荷降ろし）された廃棄物は、埋立作業機械によって敷き均し、1日当たりの埋立産業廃棄物に覆土締固め等の作業を的確に行うことにより、微小物の飛散を防止する。

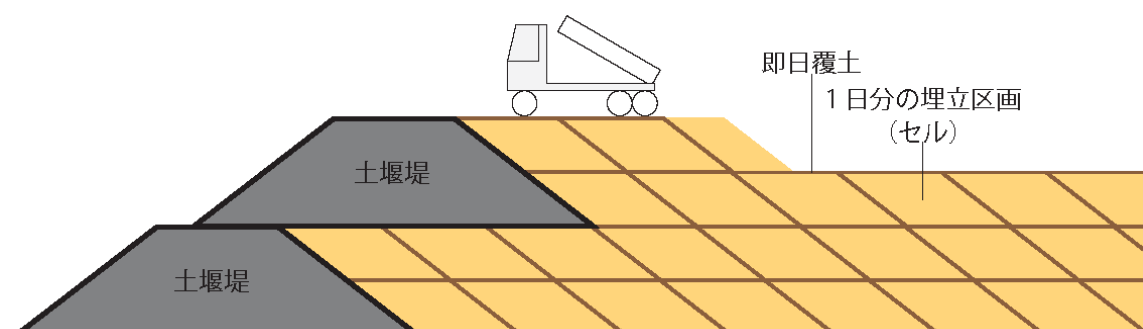


図 2.3 セル形式埋立の模式図

#### (5) 関係車両の主要走行ルート計画

事業実施想定区域付近における工事中の工事用車両および供用後の廃棄物等運搬車両の走行ルートは、以下および図 2.4 に示すとおり想定している。

搬入業者および工事業者等に対し搬入ルートを指定することにより、一般国道1号（土山支所交差点）から県道539号岩室北土山線を南下するルートの走行は極力回避する。

##### 【大型車】

- ・新名神自動車道甲賀土山ICから県道539号岩室土山線を通るルート

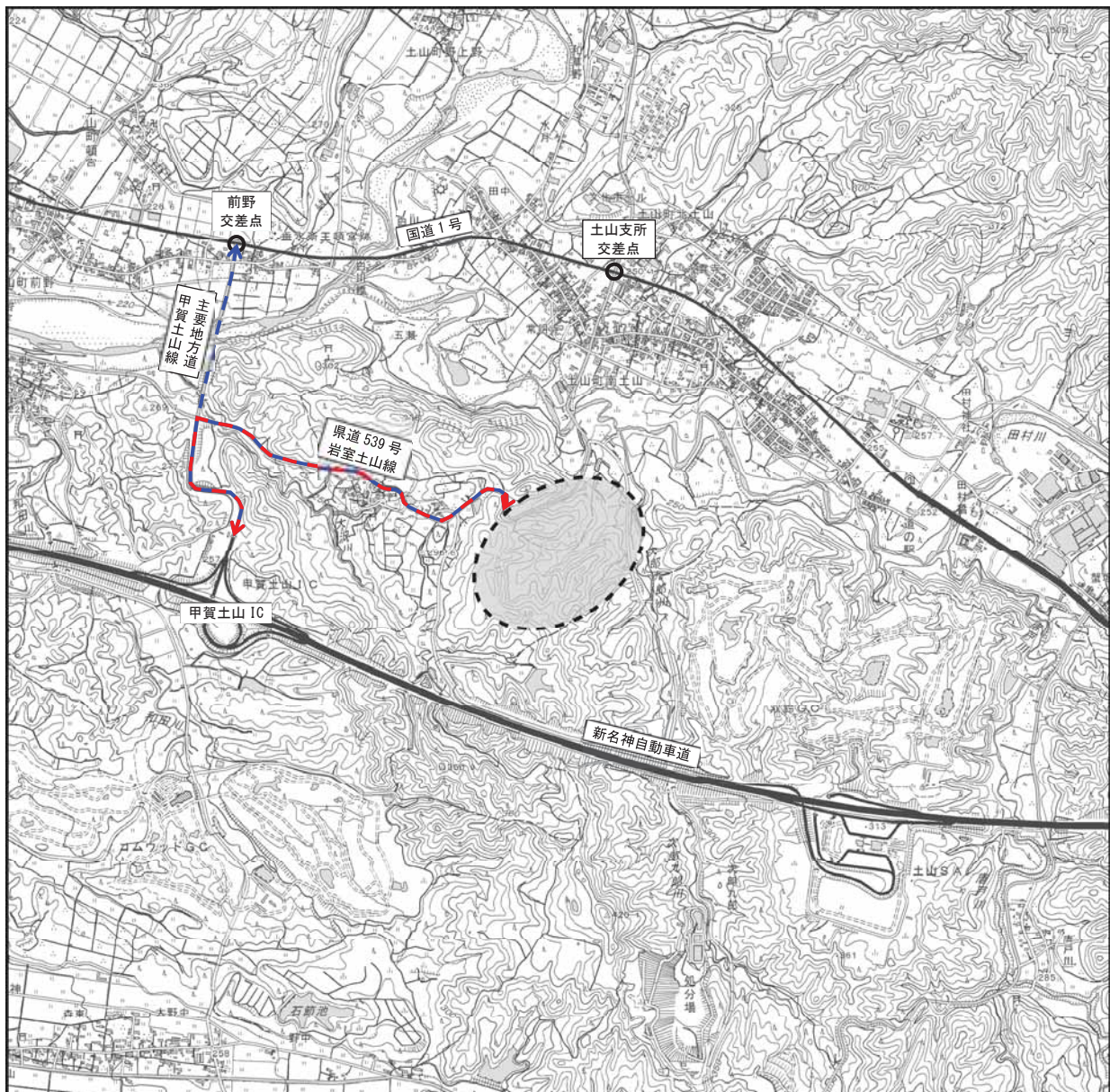
##### 【その他の車両（小型トラック等）】

- ・一般国道1号（前野交差点）から主要地方道甲賀土山線を経由し、県道539号岩室北土山線を通るルート
- ・新名神自動車道甲賀土山ICから県道539号岩室土山線を通るルート

#### (6) 雨水排水計画




事業実施想定区域に降る雨水は、雨水排水溝にて防災調整池へと排水することにより、埋立地への侵入を防ぐ。

法面部分には小段ごとに小段排水溝を設置し、法面縦排水溝に接続して集水し、防災調整池へ排水する。防災調整池に集められた雨水は、許容放流量以下の水量に流量調整した上で、暗渠水路を通じ次郎九郎川に放流する。



凡例

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

-  事業実施想定区域
-  大型車の走行ルート
-  その他の車両（小型トラック等）の走行ルート

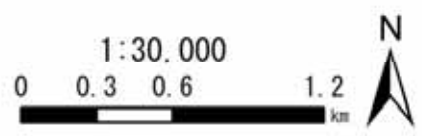


図 2.4 関係車両の主要な走行ルート計画

## 2.2.4 配慮対象事業の工事計画の概要

想定する工事および事業のスケジュールは表 2.4 に示すとおりであり、2029 年度内の供用開始を想定している。

本施設の建設工事では、樹木伐採等の準備工の後、防災調整池の設置や土地造成等の造成工事を実施し、併せて搬入道路や搬入管理設備等の付帯施設工事を実施する。これらの建設工事は、全体で概ね 1.5 年程度を想定している。

詳細な工事工程等は今後検討する。

表 2.4 想定する工事および事業のスケジュール

		2024 年度 (R6)	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)	
環境影響評価		■						
施設基本設計・実施設計		■						
建設工事	準備工					■		
	造成工事					■		
	付帯施設工事						■	

注) 現時点の想定であり、変更になる場合がある。

## 2.2.5 その他配慮対象事業に関する事項

### (1) 環境配慮の方針

本事業の実施に当たっては、周辺地域への環境負荷や自然環境への影響を可能な限り低減する観点で、以下に示す環境配慮を実施する。

#### 1) 工事中の対応

- ・ 建設工事に使用する建設機械は、低騒音・低振動型の採用を検討し、周辺地域への騒音・振動・大気質の影響を軽減する。
- ・ 敷地の流末部に防災調整池を構築した後に本格的な造成工事を開始し、降雨時には沈砂後の上澄み水を排水することで、下流河川への濁水の影響を軽減する。
- ・ 土地の改変に伴う発生土砂は可能な限り敷地内での再利用に努め、敷地外へ土砂を搬出する車両の台数を減らすことで、沿道の騒音・振動・大気質への影響を軽減する。
- ・ 工事用車両のタイヤ洗浄を励行し、路面への土砂の堆積を防ぎ、粉じんの飛散防止に努める。また、砂じんの発生しやすい強風時等には適時散水等の対策を講じる。
- ・ 工事用車両の走行に当たっては、車両管理を徹底するほか、走行時間帯の分散に努め、沿道の騒音・振動・大気質への影響を軽減する。
- ・ 工事用車両の走行に当たっては、規制速度の遵守や市街地を避けた走行ルート指定、地元住民の優先走行およびアイドリングストップ等を徹底するよう運転手の教育・指導を徹底し、交通安全の確保にも十分に留意する。



## 2) 施設供用後の対応

### ① 大気質に係る環境配慮

埋立作業の稼働および廃棄物の運搬による周辺地域の大气質への影響を軽減するため、以下に示す環境配慮を実施する。

- ・ 廃棄物等運搬車両の走行時の規制速度の遵守や市街地を避けた走行ルートへの指定、地元住民の優先走行およびアイドリングストップ等を徹底するように、搬入業者へ依頼し、交通安全の確保にも十分に留意する。
- ・ 廃棄物等運搬車両のタイヤ洗浄を励行し、路面への土砂の堆積を防ぎ、粉じんの飛散防止に努める。また、砂じんの発生しやすい強風時等には適時散水等の対策を講じる。
- ・ 場内の車両の徐行を徹底し、必要に応じて覆土・転圧締固め散水等必要な措置を行う。

### ② 騒音・振動に係る環境配慮

埋立作業機械の稼働による周辺地域への騒音・振動の影響を軽減するため、以下に示す環境配慮を実施する。

- ・ 騒音規制法、振動規制法に定める規制基準値を遵守する。
- ・ 埋立作業機械の稼働音や振動が敷地外へ漏れるのを防ぐため、無用なアイドリング音の発生を抑制し、複数機械類の同時稼働を抑制するとともに、低騒音・低振動型の採用を検討する。

### ③ 地下水に係る環境配慮

本事業は安定型産業廃棄物のみ受け入れるため、地下水への影響は想定しにくいですが、以下に示す地下水モニタリング等を行う。

- ・ 2カ所（埋立地上部と調整池下部）の観測井戸を設ける。
- ・ 観測井戸において、地下水の検査項目について測定し、記録する。
- ・ 検査の結果、水質の悪化が認められた場合は、その原因調査およびその他環境の保全上必要な措置を講じる。

## (2) 主な維持管理項目と頻度（予定）

本事業は、県の監督のもと廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に従い、適切な維持管理を行う予定である。

埋立事業中の主な維持管理項目およびその頻度は表 2.5 に示すとおり予定している。

表 2.5 主な維持管理項目とその頻度（予定）

項目	計画
浸透水の水質検査	月 1 回
地下水の水質検査	年 1 回
残余埋立容量の確認	年 1 回
産業廃棄物管理票 <sup>注)</sup> の管理など	常時

注) 産業廃棄物管理票（産業廃棄物マニフェスト）：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 3 に規定される廃棄物の処理が適正に実施されたかどうかを確認するために作成する書類。排出事業者は、産業廃棄物の種類、数量、運搬業者名、処理方法、処理業者名などを記入したマニフェストを作成し、処理業者に委託した産業廃棄物が適正に処理されたか否かを確認する。処理業者は、このマニフェストに対して委託された業務をいつ完了したかという情報を記載して返送する。